

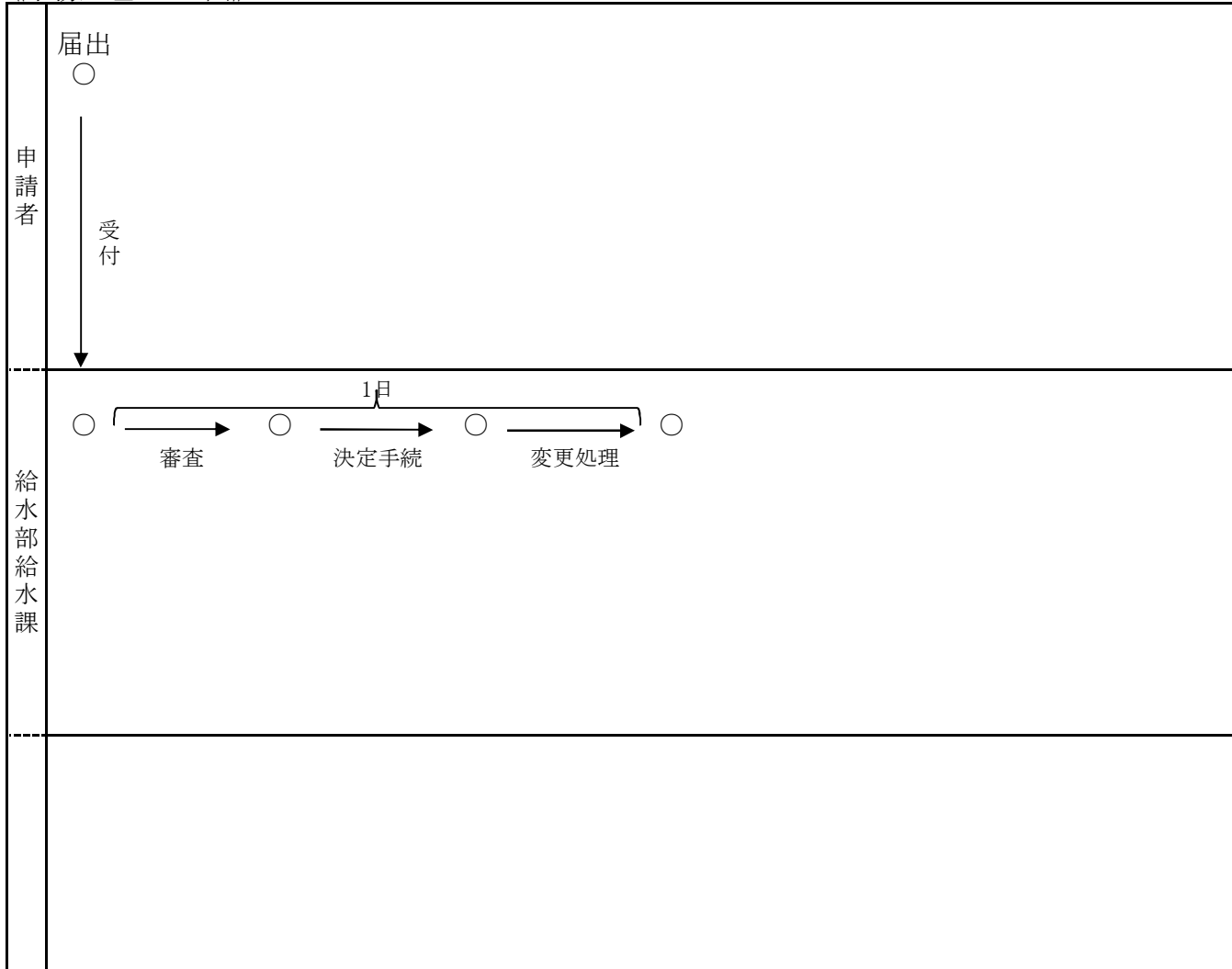
事務処理フロー図

事務名	東京都指定給水装置工事事業者に係る諸届(事業所の名称等の変更、事業の廃止・休止・再開)
根拠法令	東京都指定給水装置工事事業者規程第8条第1項

作成部署 水道局給水部給水課指定事業者担当 電話49-545

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	審査	書類に記載漏れがないか、添付書類がそろっているか等を審査します。
2	決定手続	所定の決定を行います。
3	変更処理	変更の処理を行います。